

しかし、いずれも自己申告を前提としたものであり、実際に承認を受けずに処分又は移転をしている車両がないかを発見するためには、自己申告に頼らず、公社がより主体的・能動的な対策を実施する必要がある。

したがって、次世代タクシーの導入促進事業については、例えば、最新の車検証など車両を保有していることが分かる証憑を提出させることに加え、任意でいくつかの事業者を選定し、実際に車両が保有されていることを少なくとも年に一度は確認するなど、公社の承認なく助成金を受けた車両の処分又は移転がなされていないかを確認することを検討されたい。

また、電気自動車等の普及促進事業（個人向け）についても、購入から3年後に実施される車検を受けたことが分かる車検証の入手やサンゾルでの現地確認を実施するなど、公社の承認なく助成金を受けた車両が処分又は移転されていないかを確認することを検討されたい。

(8) 環境公社が実施する助成事業の事務費補助

ア 概要

環境局が環境公社に助成事業を担わせる場合のスキームの一つに、出捐金を活用するものがある。当該スキームでは、局は、公社の造成する助成事業の基金に出捐し、公社は基金から助成金を交付する。さらに、同事業に係る事務費補助金交付要綱に基づき、同事業に係る事務の実施に必要な経費を事務費補助として交付する。出捐金を活用して公社が実施する助成事業のうち、事務費補助金額の大きい事業の事務費補助金額は以下のとおりである。

表B-2-26 令和6年度の主な助成事業の事務費補助金額

(単位：千円)

事業名	事務費補助金の 予定金額
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業	1,189,922
ZEV普及促進事業（個人・区市町村分）	487,404
建築物環境報告書制度推進事業	341,504
東京ゼロエミ住宅（導入）普及促進事業	260,455
充電設備普及促進事業（住宅・区市町村向け）	85,594

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) 事務費補助の予算積算における委託費の織り込み方法

環境局が出捐金を活用して実施する助成事業の一つにZEV普及促進事業（個人・区市町村分）があり、当該事業の事務費補助は人件費とその他経費（役員費、委託料、その他管理経費等）に区分されている。

同事業は、電気自動車等の普及促進事業（個人向け）、燃料電池自動車等の普及促進事業（個人・区市町村向け）、電動バイクの普及促進事業（個人向け）で構成されており、環境公社は、電動バイクの普及促進事業（個人向け）を除き、審査業務の一部を外部委託している。しかし、令和7年度事務費補助の予算積算を確認したところ、環境公社自ら審査業務を実施するものとして、経費を委託料ではなく人件費に計上していた。

この点について、担当者によると、審査業務の委託は、ZEV普及促進事業を含む複数の事業分を一括で委託しており、各事業でどのように按分し、どのような審査体制を構築するかは、当該年度の審査状況を踏まえた環境公社の裁量を認めている。予算の積算時点では、委託による業務の範囲を確定できないため、必要な事務量が環境公社が対応できるよう、人工に基づき人件費として積算・計上し、予算要求を行っていることであつた。

しかし、外部委託の蓋然性が高いことを認識していたことからすれば、実態に即した予算積算とは言えない。

(意見2-17) 環境公社への事務費補助の予算積算に係る経費計上について環境局は、ZEV普及促進事業（個人・区市町村分）に係る令和7年度の事務費補助の予算積算において、環境公社が審査業務の一部を委託していることを認識していたが、公社が自ら審査業務を実施するものとして、経費を委託料ではなく人件費に計上していた。

しかし、予算積算時点において公社が審査業務の一部を委託する蓋然性が高いことを認識しているのであれば、委託料として計上する方が実態に即した積算となる。

したがって、事務費補助の予算積算に当たっては、公社における事業の実施方法を踏まえ、経費計上することを検討されたい。

(イ) 予算積算に使用する人件費単価

環境局が環境公社への令和6年度の事務費補助の予算積算に使用する人件費単価を確認したところ、事業ごとに多少異なるものの、7,400千円程度であつた。この単価設定の根拠について担当者へヒアリングを実施したところ、都財務局長通知「予算第一次経費の見積書の作成について（依頼）」（以下「都財務局長

通知」という。)における都の person 費積算に用いる単価を準用しつつ、公社へのヒアリングを踏まえて決定したとされており、結果、都財務局長通知の単価と同水準であった。

一方、公社のホームページに掲載されている「令和6年度の person 費等の状況について」によると、常勤職員及び固有職員の平均給与支給額は以下のとおりである。

表B-2-27 環境公社 令和6年度 person 費等の状況

(単位：千円)

種別	平均給与支給額
常勤職員	5,100
固有職員	5,535

環境公社ホームページより作成

この平均給与支給額には、法定福利費（雇用主負担分の社会保険料等）が含まれていないことから、令和6年度の公社の実績法定福利費率19.3%を加算すると、平均給与支給額は、常勤職員が6,084千円、固有職員が6,603千円となる。よって、令和6年度予算の積算に使用している単価（7,400千円程度）は、公社の実績単価（6,084千円～6,603千円）より10%以上高いことになる。

実態と比べて10%以上の乖離は小さいとは言えず、予算積算においては、実績を基本として単価を設定し、用いることが望ましい。

(意見2-18) 環境公社への事務費補助の予算積算に使用する person 費単価について

環境局が環境公社への令和6年度の事務費補助の予算積算に使用する person 費単価は、都財務局長通知に記載されている都の person 費積算に用いる単価と同水準であった。

しかし、公社のホームページに掲載されている「令和6年度の person 費等の状況について」によると、法定福利費率を加味したとしても、局の積算単価は公社の実績単価よりも10%以上高くなる。

結果的に局の積算単価と公社の実績単価が10%以上乖離していることは望ましいとは言えない。実績を基本としつつも、例えばオンラインによる影響が懸念されるのであれば、デフレーターを用いて補正することも考えられる。

したがって、実績を基本とし、より実態に即した person 費単価を予算積算に使用することを検討されたい。

3 自動車の環境負担低減対策

(1) 東京都環境保全資金融資あっせん制度の概要

東京都環境保全資金融資あっせん制度とは、都内の中小企業者や個人事業者が、環境への負担を低減するための車両の購入を行う際に、都が金融機関へ融資をあっせんする制度である。融資あっせんを受けた事業者は、金融機関に支払う利子及び東京信用保証協会に支払う信用保証料の一部の補助を受けられる。事業の具体的な内容は以下のとおりである。

表B-2-28 令和6年度 東京都環境保全資金融資あっせん制度の概要

融資対象者	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者（個人事業者を含む。）又は組合で、東京信用保証協会の保証対象事業を営んでいること。 東京都内に住所（法人は、主たる事業所）を有し、かつ、事業を営んでいること。 東京都の法人事業税（又は個人事業税）等を滞納していないこと。 購入予定車は未登録で未登録（中古車は対象外）のもので、購入後東京都内で登録すること。 連帯保証人（会社一代表者個人、組合一原則として代表理事）を有すること。なお、個人事業者の場合は、原則として連帯保証人は不要。
融資対象車両	指定低公害・低燃費車 ただし、買換えが条件であり、現在所有の東京都内登録の車両を廃車する必要がある。
融資条件	<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額：1億円/1企業 ※融資対象額には車両本体の他に、架装、必要付属品（オプション）、自動車重量税、自賠責保険料、手続代行費用、法定費用等の諸経費及び消費税を含む。 融資利率：東京都受付時の長期プライムレート以内（固定金利、年利） 貸付期間：7年以内 償還方法：毎月元金均等返済（元金6か月据置）
補助率	利子補助 2分の1 保証料補助 3分の2

都ホームページ「東京都環境保全資金のご案内」より監査人抜粋

イ 監査の結果

予算の執行率について、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を実施したところ、令和6年度の予算額11,904千円に対し、執行額は873千円(執行率7.3%)であった。直近3年間においても執行率はいずれも20%を下回っており、継続して執行残が相当程度発生している状況にある。なお、本制度の直近3年間の予算額、執行額、執行率は以下のとおりであった。

表B-2-29 東京都環境保全資金融資あっせん制度の予算額、執行額、執行率の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	6,492千円	9,852千円	11,904千円
執行額	1,235千円	642千円	873千円
執行率	19.0%	6.5%	7.3%

都提供資料より監査人作成

次に、平成29年度以降の申込台数の推移は表B-2-30のとおりであり、令和6年度の申込台数は9台にとどまっている。平成29年度以降の減少傾向を踏まえると、当初の蓄積された需要が平成29年度から令和元年度の3年間でのおおむね消化され、その後は、多い年でも10台程度と需要が落ち着いてきたとみるのが自然である。

一方、令和7年度の予算の積算方法を確認したところ、コロナ禍である令和2年度から令和4年度を除く、直近4年間の実績から、各月の申請件数の最大値を抽出して合計しており、66台と見積もっていた。当該積算方法は、需要動向とは大きく乖離しており合理性に乏しく、結果として、非常に低水準の執行率が続いている。

表B-2-30 東京都環境保全資金融資あっせん制度の申込台数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申込台数	62台	31台	19台	7台
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申込台数	8台	12台	6台	9台

都提供資料より監査人作成

(意見2-19) 予算の執行状況を反映した積算について

補助金は予算を十分に活用することがその目的達成に資すると考えられるが、東京都環境保全資金融資あっせん制度は、令和6年度の予算額11,904千円に対して873千円と、執行残が相当程度発生している。なお直近3年間の執行率は、令和4年度19.0%、令和5年度6.5%、令和6年度7.3%であり、低執行率が続いている。

この点について、令和6年度の申請台数は9台であったが、令和7年度予算の積算では、コロナ禍である令和2年度から令和4年度を除く、直近4年間の実績から、各月の申請台数の最大値を抽出して合計しており、年間台数を66台と見積もっている。当該積算方法は、需要動向とは大きく乖離しており、合理性に乏しく、結果として、低執行率となっている。

したがって、過去の数年の動向や、直近の実績を基礎として、より合理的で実績に即した予算積算を行うよう検討されたい。

4 持続可能な資源利用の実現

(1) 食品ロス削減
ア 概要

都は、東京都食品ロス削減推進計画で掲げていた2030年目標の「食品ロス発生量50%減（2000年度比）」を2020年時点で達成した。しかし、都内の食品ロスは、それまで事業系を中心に順調に減少を続けてきたものの、2023年度以降は、コロナ5類移行後の外食需要の回復やインバウンドの急増等の影響によるリバウンドが懸念されていた。

そこで都は、リバウンドを抑え込みながらも、同計画で掲げていた目指すべき姿である「2050年食品ロス実質ゼロ」に向けて削減を進めていく必要があることから、2025年3月、新たなマイルストーンとして、2030年60%減、2035年65%減の目標を設定した。

イ 監査の結果

「2050年食品ロス実質ゼロ」に向けたマイルストーンとして、2030年60%減、2035年65%減の目標を設定されているが、E B P Mの観点から、当該目標がどのように設定され、どのような事業のアウトプット、アウトカムにより達成することを見込んでいるのか、担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、目標の設定に当たっては、表B-2-3 1のとおり、サブライチエーションごと（製造業、卸売業、小売業、外食産業、家庭系）に、食品ロスの発生要因及びそれに対応する対策、対策を講じることと期待される2030年及び2035年時点の削減率・削減量（2022年度比）を整理し、それらを積み上げることと、2030年60%減、2035年65%減を算出したこととであった。

表B-2-3 1 食品ロス削減に向けた目標設定

業態	2022 ロス量	食品ロス発生 が多い工程	対策	削減率		食品ロス量	
				2030	2035	2030	2035
製造業	1.3万t	原材料・備材	新たな活用方法 の開拓・技術革新	10%減	20%減	1.27万t (▲0.07万t)	1.2万t (▲0.14万t)
卸売業	0.6万t	返品、不良品 納品期限切れ 0.2万t	食品廃棄抑制 AI・DXの活用	10%減	20%減	0.6万t (▲0.05万t)	0.5万t (▲0.09万t)
小売業	5.8万t	販売期限切れ 3.1万t	てまえどり推進 AI・DXの活用	10%減	20%減	5.5万t (▲0.3万t)	4.7万t (▲0.6万t)

業態	食品ロス発生量	削減率	削減後の食品ロス発生量	削減率	削減後の食品ロス発生量
外食産業	11万t	10%減	10.3万t (▲0.7万t)	25%減	8.7万t (▲2.3万t)
家庭系	13万t	5%減	12.4万t (▲0.6万t)	15%減	11.0万t (▲2.0万t)
合計	-	-	30.0万t (▲1.7万t)	-	26.6万t (▲5.1万t)

※食品ロス量の削減量は、「食品ロス発生が多い工程（1）×削減率」で算定されている

都提供資料より監査人作成

目標設定過程を確認した結果、サブライチエーションごとの削減量を積み上げる形となつてはいるものの、「2022ロス量」ではサブライチエーションごとに大きな差異があるにもかかわらず、削減率はほぼ一律となつていた。また、「食品ロス発生が多い工程」が把握されているにもかかわらず、各工程に対してどの施策によりどの程度削減量を見込んでいるのかというロジックが明確ではなかった。

（意見2-2 0）食品ロス削減の目標設定について
都は、「2050年食品ロス実質ゼロ」に向けたマイルストーンとして、2030年60%減、2035年65%減の目標を設定している。しかし、目標設定過程を確認したところ、サブライチエーションごとの削減量を積み上げる形となつてはいるものの、2022年の食品ロス発生量はサブライチエーションごとに大きな差異があるにもかかわらず、削減率はほぼ一律となつていて、また、食品ロスの発生が多い工程が把握されているにもかかわらず、各工程に対してどの施策でどの程度削減を見込んでいるのかというロジックが明確ではない。

食品ロス発生量についてはサブライチエーションごとに大きな差異があるため、目標達成のために一律に施策を進めるのではなく、削減余地の大きいサブライチエーションについて、重点的に施策の検討を進められたい。

また、E B P Mの観点から、「食品ロス発生が多い工程」に対してどの施策によりどの程度の削減量を見込むのかを明確化し、2030年目標及び2035年目標達成に向け、適切なK P Iを設定した上で取組を進められたい。

(2) 小売ロス削減総合対策
ア 概要

小売ロス削減総合対策は、都内で店舗を運営する食品小売事業者(中小企業、中小企業団体又は個人事業主)を補助対象者として、

- ・発生抑制(食品ロスを発生させない、発生しているものは減らしていく)
- ・有効活用(様々な理由で不要になったものの、まだ食べることのできる食品について寄附等により可能な限り食品として消費)
- ・再生利用(それでもやむを得ず発生するロスを飼料化や肥料化等に活用)

のそれぞれに応じた取組に対する補助メニューを設定している。補助対象事業の概要は以下のとおりである。

表B-2-32 小売ロス総合対策の補助対象事業の概要

No.	補助対象事業の種類	1店舗当たりの補助上限額	補助率	補助対象経費
1	食品ロスの発生抑制に資するシステム(需要予測、ダイナミックプログラミング、フードシェアリング等)の導入支援	2,500千円	1/2	システムの導入費及び運用費
2	食品ロスの発生抑制に資する量り売り用機器の導入支援	1,500千円	1/2	量り売り用機器の導入費及び運用費
3	食品のロングライフ化に資する急速冷凍機の導入支援	3,000千円	1/2	急速冷凍機の導入費及び運用費
4	特殊包装等ロングライフ製品の販売促進に係る普及啓発支援	500千円	1/2	販売促進に係るPR経費
5	賞味期限前の食品のフードバンクへの寄贈に係る輸送費支援	144千円	10/10	フードバンクへの寄贈に係る輸送費
6	食品廃棄物のコンポスト設備の導入支援	1,000千円	1/2	コンポスト設備の導入費及び運用費
7	食品廃棄物のリサイクル支援	1,000千円	1/2	焼却費用に対する食品リサイクル費用の上乗せ分
8	小売ロス削減を目的とした事業者提案に対する支援 (1)から(7)のメニュー以外のものに限る。	2,500千円	1/2	提案事業に要する経費

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

小売ロス削減総合対策について、「2050年食品ロス実質ゼロ」の最終目標及びマインストーンとしての2030年60%減、2035年65%減の目標に対し、どのような事業効果を見込んでいるのかについて、担当者へヒアリングを実施した。担当者によると、発生抑制・有効活用に係る補助対象事業の中でも、小売店舗での食品ロスの約7割を占めている「売れ残り」の削減に資するシステムや急速冷凍機の導入については、令和2年度以降、様々な事業者と連携した実証事業において効果検証を行ってきた。その中で、例えば、スーパーマーケットへの需要予測システム導入では、1か月1店舗当たり約50kg、約3〜4割、ロングライフ化技術を活用したパン等の販売では、5か月間で約5.3kg・平均ロス量11.6%から3.2%への削減効果が見られた。

これらの削減効果を多くの事業者に波及させるため、中小事業者の導入経費等の補助により事例を増やし、その効果などについてホームページ等で発信することで、他の事業者への横展開を図っている。

売上高(＝事業規模)に比例して食品ロスが発生すると仮定した場合、都内スーパーマーケットの売上高のうち、約1割を中小事業者が占めていることから、中小小売事業者による食品ロス発生量は約7,400トンと見込まれる。

上述の実証事業の結果に基づき、仮に都内の中小小売事業者全店にこれらの機器が導入されたと仮定して効果を算出した場合、単純計算ではあるが、3,000から4,000トンの削減効果があると考えられることであった。

一方、当該補助金の削減効果は都内食品小売業の約5%程度となるが、小売業における食品ロス全体の約90%を排出している大規模事業者は自主的に取組を進めているため、自主的な取組が期待しづらい中小事業者を当該補助金の対象としていることは適切であることであった。

確かに、大規模事業者は、社会的な責任も大きく、また正確な需要予測による発注量・廃棄量の減少等の自主的な取組によりロス削減の効果が大きく表れる点は見逃せない。しかし、実績として小売業における食品ロスの発生の大部分を占めている以上、都としても制度や補助金による支援を行う余地はあると考えられる。

(意見2-21) 小売ロス削減総合対策の対象事業者について

小売ロス削減総合対策による小売業の食品ロス削減効果は、都内食品小売業の約5%程度と見込まれるが、小売業における食品ロス全体の約90%を排出している大規模事業者は自主的に取組を進めているため、小売ロス削減総合対策の対象事業者は中小事業者に限定されている。

この点、確かに大規模事業者は、社会的な責任も大きく、また正確な需要予測

による発注量・廃棄量の減少等の自主的な取組によりコスト削減の効果が大きく表れる点は否定できない。

しかし、実績として小売業における食品ロスの発生の大部分を占めている以上、都としても制度や補助金による支援を行う余地はあると考えられる。

したがって、小売業における大規模事業者が食品ロスの削減を推進する上で行政にどのような支援が行えるのかニーズの把握を行い、対象事業者の拡大や新たな支援策を検討されたい。

(3) 使い捨てプラスチックの削減・循環的利用の高度化

ア 概要

都は、令和元年12月、「ゼロエミッション東京戦略」と同時に「プラスチック削減プログラム」を策定・公表した。本プログラムでは、2050年にCO₂実質ゼロのプラスチック利用の実現を目指すとともに、2030年に向けた目標として家庭と大規模オプンスピルからの廃プラスチック焼却量を2017年度の約70万トンに対し、削減量28万トン、削減率40%とすることを掲げている。2023年度の実際の廃プラスチック焼却量の削減量は2.1万トンであり、2017年度比では3%の削減率である。

イ 監査の結果

都の2030年の廃プラスチック焼却量の目標である削減量28万トン及び削減率40%に対し、2023年度の実績は削減量2.1万トン、削減率3%にとどまっている。このため、目標値と実績値の乖離を埋めるために今後どの施策でどの程度廃プラスチック焼却量を削減するのか、施策ごとの削減目標の有無について担当者へヒアリングを実施した。

まず、今後どの施策でどの程度廃プラスチック焼却量を削減するのかについては、2030年目標(廃プラスチック焼却量削減率40%)の達成に向けて、プラスチックの再資源化が進んでいない区部の一人当たり焼却量(再資源化量)を多摩地域と同水準まで向上させることにより、単純計算で約28万トンの焼却削減余地があることなどを踏まえ、施策の検討を行っているとのことであった。

なお、考え方の前提として、2023年度の都内のプラスチック排出量と処理状況の実績は、区部の可燃ごみ523万トンのうち廃プラスチックの割合が20%である一方、多摩地域の可燃ごみは104万トンのうち廃プラスチックの割合が13.8%であった。このことから、区部は多摩地域ほど廃プラスチックの分別回収が進んでおらず、区部における廃プラスチック排出量の削減を局として重視しているとのことであった。

また、区部における削減余地の試算については、2023年度における一人当た

り廃プラスチック焼却量は区部においては54.3kg/人(廃プラスチック焼却総量523千トン÷人口9,635,719人)に対して、多摩地域においては24.4kg/人(廃プラスチック焼却総量104千トン÷人口4,247,161人)である。区部における一人当たりプラスチック焼却量を、多摩地域と同程度の24.4kg/人と仮定する場合、2030年の人口推計10,012,181人で計算すると廃プラスチック焼却総量が244千トンとなり、2023年度の区部の廃プラスチック焼却総量523千トンと比較すると279千トン、すなわち28万トンの削減余地があると試算している。

次に、施策ごとの削減目標の有無については、廃棄物審議会において、都内のプラスチック排出量と処理状況を、排出段階別(家庭系・事業系、区部・多摩地域、オプンスピル・その他事業所等)、処理段階別(焼却量、再資源化量)に算定した上で、必要削減量の達成に向けターゲットに応じた施策強化の方向性を議論しているとのことであった。

一方、施策ごとの定量的な廃プラスチック焼却削減効果については、2R(リデュース、リユース)ビジネスの普及・拡大、衣装ケース等の粗大ごみの再販、製造・販売事業者による店頭回収ルートへの移行、あるいはプラスチック分別収集の新規導入や分別徹底の啓発、徐々に向上する分別レベルなど、様々な施策によるシナジー効果を見込んでいるため、各施策の効果は単独で現れるものではなく、複合的に作用するものであり、各施策別の削減効果は把握しておらず、目標設定もしていないとのことであった。

また、廃プラスチック焼却量を削減すれば、CO₂排出量の削減にもつながる。都内温室効果ガス排出量のうち、廃棄物の焼却による非エネルギー起源の排出量は推計されているが、各施策別の焼却削減効果は試算されていないため、これに対応する各施策別の温室効果ガス排出削減量の試算はされていない。

(意見2-22) 廃プラスチック焼却量の削減に対する施策ごとの削減量の把握について

都は、2030年の家庭と大規模オプンスピルからの廃プラスチック焼却量について、2017年度の約70万トンに対し、削減量28万トン、削減率40%を目標に掲げているが、2023年度の実績は削減量2.1万トン、削減率3%にとどまる。

環境局は、削減目標の達成に関して、区部においては多摩地域と比較してプラスチック排出量に対する廃プラスチックの割合が高いという現状理解の下、その割合を区部においても多摩地域と同程度まで下げることができれば28万トンの削減が可能となり、これによって2030年における廃プラスチック焼却量の削減量の目標を達成できると判断している。

目標達成に向けた施策として、都は2R(リデュース、リユース)ビジネスの普及・拡大、衣装ケース等の粗大ごみの再販、製造・販売事業者による店頭回収

ルートへの移行、プラスチック分別収集の新規導入や分別徹底の啓発など、様々な施策を行っている。

一方、例えば、ごみ処理の有料化については既に多摩地域の多くの自治体で実施されており、いまだ有料化されていない区部で新たに有料化した場合には、分別回収が促進され、その効果が区部に帰属すると考えられるものの、都の施策は必ずしも区部に限定して効果が現れるものばかりではない。

これらを踏まえると、2030年目標の達成に向けて区部に重点を置くという全体としての方向性はあるものの、各施策でどのように削減効果を積み上げていくかという検討が十分ではなく、定量的な目標設定も行われていない。

実効性のあるPDCAサイクルを回し、政策効果を最大化するためには、各施策が廃プラスチック焼却量の削減にどの程度寄与するのかを算出し、目標達成に向けて具体的な計画を策定した上で、施策ごとに分析と見直しを行うプロセスが必要であると考ええる。

したがって、EBPMの観点から施策別の削減量に関する成果指標を設定し、実績との乖離について分析と見直しを行うといった、2030年目標の達成に向けた具体的な計画と改善プロセスを検討されたい。

また、廃プラスチック焼却量を削減すれば、CO₂排出量の削減にもつながる。都内温室効果ガス排出量のうち、廃棄物の焼却による非エネルギー起源の排出量は推計されているが、施策別の焼却削減効果は試算されていないため、これに対応する施策別の温室効果ガス排出削減量の試算はされていない。カーボンフットプリントに向けた定量的な効果の把握と、削減効果の都民へのPRにつなげられるよう、施策別の温室効果ガス排出削減量の試算を行うことを検討されたい。

5 フロン排出ゼロに向けた取組

(1) フロン排出抑制法に基づく立入検査

ア 概要

業務用冷媒空調機器（第一種特定製品）のユーザー（管理者）が機器を廃棄する場合は、フロン排出抑制法に基づき、自ら又は他の者に委託してフロン類充填回収業者にフロン類を引き渡さなければならない。

環境局は、業務用冷媒空調機器（第一種特定製品）のユーザー（管理者）に対して適切な点検の実施を促すため、フロン排出抑制法に基づき立入検査を実施している。令和6年度は、漏えい実績等に基づき立入現場を精査し、漏えい量の多いユーザー（管理者）などへの指導を重点的に実施している。

また、廃棄時の回収効率を向上させるため、フロン類充填回収業者と業務用冷凍空調機器が設置されている建物解体現場等への立入検査を実施している。

イ 監査の結果

フロン類充填回収業者及び業務用冷媒空調機器が設置されている建物解体現場等への立入検査数について、検査目的を果たす上での有効性の観点から、担当者へヒアリングを実施した。

まず、目標件数を設定しているか確認したところ、フロン類充填回収業者と建物解体現場を合わせて750件を目標件数としていた。

次に、立入検査の対象となるフロン類充填回収業者と建物解体現場の選定方法について確認したところ、フロン類充填回収業者はフロン類充填量及び回収量等の報告が行われていない業者を対象に選定し、建物解体現場は届出が行われた現場を対象に選定しているとのことであった。

この点、フロン類充填回収業者については第一種特定製品充填回収業者登録名簿がある一方、建物解体現場については毎月の届出により発生するものであり、検査対象の発生の様子は異なる。

(意見2-23) 立入検査の目標件数について

環境局は、フロン排出抑制法に基づく立入検査について、フロン類充填回収業者と建物解体現場では検査対象の発生の様子が異なるにもかかわらず、両者を合わせた全体に対して目標件数を設定している。

目標件数は、本来検査対象の母集団に対するカバー率や何年かけて一巡するかというローテーションの考え方を踏まえて設定する必要がある。現状の設定方法では、例えば、フロン類充填回収業者に対する検査数が少なくても、建物解体現場に対する検査数を増やせば全体の目標は達成できるととなり、フロン類充填回収業者数に対してどの程度の割合で検査を行うかという必要件数と実

際の実施件数に乖離が生じるなど、検査対象の特性を踏まえた目標設定という観点で課題がある。

したがって、フロン類充填回収業者に対しては約 4,800 者の規模や過去の立入検査結果等の質的な要素を踏まえた件数を設定し、建物解体現場に対しては前年度の検査数を踏まえた件数を設定するなど、検査対象ごとの発生態様に合わせた合理的な基準により、個別に目標件数を設定されたい。

(2) フロン類充填回収量報告書

ア 概要

フロン類充填回収業者は、フロン排出抑制法に基づき、都内で第一種特定製品の廃棄又は整備の際、毎年度、充填回収したフロン類の数量等を記載した報告書(以下「報告書」という)を知事に提出しなければならない。このため、フロン類充填回収業者は、フロン排出抑制法施行規則に定める充填回収量報告書様式に基づき、紙、Excel、PDF の形式により報告書を提出している。

イ 監査の結果

環境局は、フロン類充填回収業者から提出された報告書をデータベースにより管理している。そのため、報告書の登録事務について、効率化の観点から担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、フロン類充填回収業者から報告書の提出を受けた場合、報告書の記載に誤りや不明点がないかを目視により確認している。報告書の記載に誤りや不明な点等が認められた場合には、報告書を提出したフロン類充填回収業者に連絡を行い、精緻に確認を行った上で、報告書の内容をデータベースに手作業で登録している。年間のフロン類充填回収業者からの報告書の提出件数は年間 4,800 件程度であり、データベースへの登録時間は 1 件当たり 1 分程度とこのことであった。

(意見 2-24) 充填回収量報告書の登録事務の効率化について

フロン類充填回収業者は、フロン排出抑制法に基づき、毎年度、充填回収したフロン類の数量等を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

環境局は、提出された報告書の記載に誤りや不明点がないかを確認した上で報告書の内容をデータベースに手作業で登録しており、年間 4,800 件程度の登録作業が行われている。

登録時間は報告書 1 件当たり 1 分程度であるが、年間 4,800 件程度の報告書類を手作業で登録することは非効率であり、入力誤りの可能性もあることから事務効率化の余地があると考える。

したがって、報告書を公表している充填回収量報告書様式によるデータ提出を推進するとともに、充填回収量報告書様式についても形式的な入力制限や入力チェック機能を設けて入力誤りを減らすなど、事務処理の効率化を検討されたい。

(3) 自動車リサイクル法に基づく立入検査

ア 概要

自動車製造業者や自動車輸入業者は使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、自ら製造・輸入した自動車在使用済みとなった場合に、シュレッダースト、エアバッグ類、フロン類を引き取り、シュレッダースト、エアバッグ類はリサイクルを行い、フロン類は破壊する義務を負う。

このため、自動車所有者は、新車を購入するに当たりリサイクル料金を「資金管理法」に預託する必要があり、廃車するに当たっては引取業者に使用済自動車を引き渡す義務を負う。
使用済自動車のリサイクルされるまでの流れは以下のとおりである。

- ①引取業者は、自動車所有者から引き渡された使用済自動車を、フロン類回収業者に引き渡す。
- ②フロン類回収業者は、使用済自動車からフロン類を回収して自動車製造業者や自動車輸入業者に引き渡し、使用済自動車を解体業者に引き渡す。
- ③解体業者は、使用済自動車からエアバッグ類を回収して自動車製造業者や自動車輸入業者に引き渡し、中古部品等を取り除いた後、解体自動車を破砕業者に引き渡す。
- ④破砕業者は、解体自動車をシュレッダーで破砕した後、金属類とシュレッダーストを分別し、シュレッダーストを自動車製造業者や自動車輸入業者に引き渡す。
- ⑤自動車製造業者や自動車輸入業者は、引き取った 3 品目(フロン類、エアバッグ類、シュレッダースト)を適正に処理する。

なお、解体業者及び破砕業者は都道府県知事の許可が必要であり、引取業者及びフロン類回収業者は都道府県知事の登録が必要である。

このため、環境局は、これらの許可及び登録事務を行うとともに、各関連事業者に対して必要に応じて指導及び助言を行っている。また、解体業者及び破砕業者に対しては、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品、産業廃棄物の適正な引取り、引渡し及び再資源化を確保するため、立入検査を実施している。

イ 監査の結果

解体業者及び破砕業者への立入検査について、検査の目的を果たす上での有効性の観点から、担当者へヒアリングを実施した。

まず、目標件数を設定しているか確認したところ、具体的な計画はなく、目標も設定していないとのことであった。

次に、立入検査の対象となる解体業者及び破砕業者の選定方法について確認したところ、廃棄物処理の許可を有している解体業者及び破砕業者については、廃棄物処理の許可が切れる前に立入検査を実施している。一方、廃棄物処理の許可を有していない解体業者及び破砕業者については、第三者からの苦情が入らない限り立入検査は実施していないとのことであった。

(意見2-25) 解体業者及び破砕業者に対する立入検査の目標件数について環境局は、解体業者及び破砕業者に対して、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品、産業廃棄物の適正な引取り、引渡し及び再資源化を確保するため立入検査を実施しているが、目標件数を設定していない。

また、廃棄物処理の許可を有している解体業者及び破砕業者に対しては、廃棄物処理の許可が切れる前に立入検査を実施しているが、許可を有していない解体業者及び破砕業者に対しては、第三者からの苦情が入らない限り立入検査は実施していない。

この点、目標件数を設定して実績件数と比較することは、立入検査をより効率的に実施する効果を有するため、合理的な基準を設けて計画的な目標件数を設定すべきである。したがって、廃棄物処理の許可を有している解体業者及び破砕業者に対する立入検査について、合理的な基準を設けて計画的な目標件数を設定することを検討されたい。

また、許可を有していない解体業者及び破砕業者に対する立入検査は、第三者からの苦情が入らない限り検査は実施していないが、検査の必要性及び実施に必要な体制を改めて検討されたい。

6 東京都気候変動適応計画

(1) 東京都気候変動適応計画

ア 概要

環境局は、気候変動適応法第12条に基づき、「東京都気候変動適応計画」を策定し、自然災害、健康、農林水産業、水資源・水環境、自然環境の5つの分野ごとに気候変動による影響と今後の主な取組をまとめている。同計画の概要は以下のとおりである。

表B-2-3-3 気候変動適応計画の概要

分野	今後の主な取り組み	2050年目指すべき姿
自然災害	総合的な治水対策の強化 河川の豪雨対策 等	集中豪雨、台風等による浸水被害・土砂災害などを回避・軽減する環境が整備されている
健康	熱中症予防アクションの促進 改正気候変動適応法を踏まえた区市町村支援の強化 等	熱中症や感染症、大気汚染による健康被害などの気温上昇による健康影響が最小限に抑えられている
農林水産業	気象災害に強い島しよ農業の育成 夏の暑さ対策等気候変動に対する農業技術指導 等	気温上昇や台風等の災害にも強い農林水産業が実現している
水資源・水環境	水源の適切な確保 水源林の保全管理 等	濁水や水質悪化等のリスクが低減され、高品質な水の安定供給や快適な水環境が実現している
自然環境	生物多様性地域戦略に基づく取組の推進 貴重な生物多様性を守る保全地域の指定拡大 等	生物多様性への影響を最小限にし、豊かな自然環境が確保されている

気候変動適応計画より監査人作成

また、当計画の実効性を高める観点から、同計画に記載された取組について、3年間の年度ごとの取組予定を東京都気候変動適応計画アクションプランとして示している。

イ 監査の結果

東京都気候変動適応計画について、有効性・経済性の観点から適切な目標が設定され、PDCAサイクルによる管理運用が行われているか担当者へヒアリングを実施した。